

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	健康増進に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野県松本市

## 公表日

令和7年12月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、健康管理システム）
<b>システム2～5</b>	
<b>システム2</b>	
①システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存システム及び中間サーバーに対し返却する。</li> <li>・宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し管理する機能</li> <li>・中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能</li> <li>・既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （      ）
<b>システム3</b>	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・符号管理機能 「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する。</li> <li>・情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会、及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領、及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>・既存業務システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供を生成し、管理する。</li> <li>・情報提供データベース機能管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</li> <li>・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>・セキュリティ管理機能 中間サーバーにアクセスした記録を取得する。</li> <li>・職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> <li>・システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （      ）

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
健康増進情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表111 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条  健康増進法施行規則第四条の二 番号法第19条6号
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・利用特定個人情報提供省令第2条の表の139の項 ・特定保健指導情報提供省令第141条
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	松本市保健所 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業の対象者
その必要性	健(検)診等の受診歴等を管理する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="radio"/> ] その他 ( &lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務&gt; ・自治体検診記録情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別番号:対象者を正確に把握するために保有</li> <li>・4情報:受診票等との情報突合のために保有</li> <li>・連絡先:至急連絡を要する事態が発生した場合のために保有</li> <li>・その他住民票関係情報:異動等の生年月日確認のために保有</li> <li>・健康・医療関係情報:受診歴管理のために保有</li> </ul> <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 検診管理番号…PMH内で検診の種類を区別するために必要となる。</li> <li>・業務関係情報(その他) 検診情報…(自治体検診事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和〇年〇月〇日
⑥事務担当部署	松本市保健所 健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 検診施設等、支払基金 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 医療保険者等向け中間サーバー、検診施設アプリ、マイナポータル )								
③使用目的 ※	事業対象者の確認を行い、受診記録等の管理を行い、未受診者対策等を行うため。								
④使用の主体	使用部署	松本市保健所 健康づくり課							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健(検)診情報の管理事務</li> <li>健(検)診委託医療機関から提出された健(検)診票を、対象者であるか確認し、適正な健診事業の運営を図る。</li> <li>・受診勧奨事務</li> <li>市民の健康増進を図るため、健(検)診についての情報を個別勧奨をとおしてお知らせする。</li> <li>・受診費用にかかる実費徴収の有無の確認</li> <li>本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、実費徴収の有無を確認する。</li> <li>・精密検査への受診勧奨</li> <li>がん等の早期発見、早期治療を図るため、要精密検査となつた受診者のうち、精密検査の受診報告がない方へ、精密検査の受診を個別勧奨をとおしてお知らせする。</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・登録後、Public Medical Hub (PMH) は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH) が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH) に応答する。</li> <li>・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH) で共有されることでPublic Medical Hub (PMH) からマイナポータルへの通知、マイナポータルや検診施設アプリ(マイナポータル経由)からPublic Medical Hub (PMH) の問診情報及び検診結果の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。</li> </ul>								
	情報の突合	本人等からの申請及び医療機関からの住所・氏名等の情報について、住民基本台帳システムと突合し、対象者の資格を確認すること及び受診記録を保管・管理する。							
⑥使用開始日	令和4年6月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システムの運用保守支援 Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	
①委託内容	システムの運用保守支援 Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社RKKS 国(デジタル庁)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	当該事業者名、作業内容、作業範囲及び受託者と当該事業者との契約内容について、事前に書面で承認書面又は電磁的方法による承諾
	⑥再委託事項	健康管理システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対し調査PMHキーの付与、情報連携業務及び運用保守業務
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・セキュリティゲートで入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要になるサーバ内にデータとして保管している。
- ・受診票等の関係帳票類については、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。
- ・保管年限がつかした届け出書類等や媒体は破碎・溶解処分している。

<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務>

Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。

- ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
- ・論理的に区分された本市区町村の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国 (デジタル庁) や検診施設等及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

## 7. 備考

<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る自治体検診事務>

- ・本市区町村の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH) を用いて消去することができる。
  - ・本市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。
- ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。
  - ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

<PublicMedicalHub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加の記録項目>

### (1)対象者情報

・変更区分 ・削除の異動日 ・個人番号(マイナンバー) ・自治体別本人キー ・検診対象者番号 ・氏名 ・氏名カナ ・住所 ・生年月日 ・性別 ・不開示フラグ ・検診管理番号(複数) ・受診年度(複数) ・検診実施日(複数)

### (2)ユーザー情報

・自治体ユーザーID ・メールアドレス ・ユーザー\_姓 ・ユーザー\_名 ・ユーザー区分 ・地方公共団体コード ・マイナンバー閲覧可能フラグ ・トークン ・削除フラグ ・登録日 ・登録者 ・更新日 ・更新者

### (3)問診票情報

・個人番号(マイナンバー) ・氏名 ・氏名カナ ・住所 ・生年月日 ・性別 ・自治体検診管理ID ・削除フラグ ・検診対象者番号 ・検診管理番号 ・実施年度 ・検診実施日 ・検診担当者\_1 ・検診対象者\_2 ・検診担当者\_3 ・検診担当者\_4 ・検診担当者\_5 ・検診担当者\_6 ・検診担当者\_7 ・検診担当者\_8 ・検診担当者\_9 ・請求額 ・医療機関コード ・会場コード ・全国共通自治体検診項目マスタID(複数) ・自治体別自治体検診項目ID(複数) ・自治体検診結果情報(複数) ・自治体別問診票項目マスタID(複数) ・問診票回答\_内容(複数) ・問診票回答\_コメント(複数)

### (4)検診結果情報

・個人番号(マイナンバー) ・氏名 ・氏名カナ ・住所 ・生年月日 ・性別 ・自治体検診管理ID ・削除フラグ ・検診対象者番号 ・検診管理番号 ・実施年度 ・検診実施日 ・検診担当者\_1 ・検診担当者\_2 ・検診担当者\_3 ・検診担当者\_4 ・検診担当者\_5 ・検診担当者\_6 ・検診担当者\_7 ・検診担当者\_8 ・検診担当者\_9 ・請求額 ・医療機関コード ・会場コード ・全国共通自治体検診項目マスタID(複数) ・自治体別自治体検診項目ID(複数) ・自治体検診結果情報(複数) ・自治体別問診票項目マスタID(複数) ・問診票回答\_内容(複数) ・問診票回答\_コメント(複数)

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・健(検)診委託先から提供される受診情報をシステムへ取込む際には、個人コード、氏名、住所、生年月日とマッチングを行い、適切な情報のみシステムへ取込む。</li> <li>・システム入力内容の点検は、入力を行った者以外の者が再度確認する。</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub(PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。</li> <li>・Public Medical Hub(PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワードで操作できる。</li> <li>・健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないう制限する。</li> <li>・健康管理システムには、健康管理に関係のない情報を保有しない。</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Public Medical Hub(PMH)にアクセスする本市区町村の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。</li> <li>・Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> <li>・検診施設アプリや住民からマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	

ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。</li> <li>・パスワードについては、定期的に変更している。</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置&gt;  権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。</li> <li>・Public Medical Hub (PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。</li> <li>・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> <li>・端末は、限定された者しかログインできない。</li> <li>・Public Medical Hub (PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。</li> <li>・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている <span style="float: right;">2) 定めていない</span>
規定の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市で定める個人情報の保護に関する条例の遵守</li> <li>・秘密の保持・指定目的外使用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・データの複写及び複製の禁止</li> <li>・中間資料等の取扱い(中間成果物の保管及び引き渡し)</li> <li>・安全管理業務</li> <li>・記録媒体の取扱い</li> <li>・記録媒体の破棄</li> <li>・履行状況の報告義務</li> <li>・監督及び監査(委託者の権利)</li> <li>・従業員に対する教育の実施義務</li> <li>・事故発生の報告義務</li> </ul> <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・再委託における条件</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の消去</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化</li> <li>・従業員に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況についての報告</li> <li>・実地の監査、調査等に関する事項</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている <span style="float: right;">2) 十分に行っている</span> 3) 十分に行っていない <span style="float: right;">4) 再委託していない</span>
具体的な方法		再委託先事業者においても同等の規定を求める。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、必要があると認めるときはデジタル庁に報告を求めることができる。
その他の措置の内容		<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている <span style="float: right;">2) 十分である</span> 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報保護管理体制の確認

- ・委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
  - ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。
- 特定個人情報ファイルの取扱いの記録
  - ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
  - ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めていない ]	<選択肢> 1) 定めている <span style="float: right;">2) 定めていない</span>		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ルール内容及びルール遵守の確認方法</td> <td></td> </tr> </table>	ルール内容及びルール遵守の確認方法			
ルール内容及びルール遵守の確認方法				
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている <span style="float: right;">2) 十分である</span> 3) 課題が残されている		

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバーにおける措置>  
 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;            情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている                      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;            情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている                      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。            ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。            ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等リスクを極小化する。</p>			



**8. 監査**

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--

**9. 従業者に対する教育・啓発**

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---

具体的な方法

全職員対象の個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会に参加している。

**10. その他のリスク対策**

--

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松本市保健所 健康づくり課 〒390-0842長野県松本市丸の内3番7号 電話0263-34-3217
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松本市保健所 健康づくり課 〒390-0842長野県松本市丸の内3番7号 電話0263-34-3217
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年11月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

